

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成25年6月28日

【会社名】 株式会社郷鉄工所

【英訳名】 Go Iron Works Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 加納 静

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 岐阜県不破郡垂井町表佐字大持野58番地の2

【縦覧に供する場所】 株式会社郷鉄工所東京支店
(東京都品川区小山六丁目5番10号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長加納静は、当社の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しております。当社は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、当社の財務報告における記載内容の適正性ととも、その信頼性を確保しております。

なお、財務報告に係る内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や、当初想定していなかった組織内外の環境の変化等には必ずしも対応しない場合があるなど固有の限界を有するため、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成25年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して実施いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価手続については、全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価し、当該評価結果をふまえ、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析及び選定した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について内部統制の基本的要素が有効に機能しているかを評価いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を評価範囲といたしました。全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、財務諸表全体レベルに関わる内部統制を適切に理解した上で、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。

また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果をふまえ、前会計年度の売上高を指標に、概ね2 / 3以上を基準として重要な事業拠点を選定し、それらの事業拠点における当社の事業目的に大きく関わる勘定科目である「売上高」「売上原価」「売掛金」「棚卸資産」に至る業務プロセスについて、関連文書の閲覧、適切な担当者への質問、業務の観察、実施記録の検証等の手続を実施することにより、統制上の要点に係る整備及び運用状況を評価いたしました。

さらに、財務報告への影響を勘案して、重要な虚偽記載の発生可能性が高い取引を行っている業務に係る業務プロセス及び見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスについても、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、代表取締役社長加納静は、平成25年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。